【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年２月28日
【発行者名】	ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ （Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター　　磯村　尚賢
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ　Ｌ－1150、アーロン通り　287－289番 （287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　中野　春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　　中野　春芽 同　　　十枝　美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

コクサイ　－　ＭＵＧＣトラスト　－
　ｄｂＸ－ウィントン・パフォーマンス連動オープン
（Kokusai - MUGC Trust -
　Performance of dbX-Winton Linked Open）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：
　5,000億円を上限とする。
円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：
　5,000億円を上限とする。
米ドル建クラス 成長型受益証券：
　50億アメリカ合衆国ドル（約4,060億円）を上限とする。
米ドル建クラス 分配型受益証券：
　50億アメリカ合衆国ドル（約4,060億円）を上限とする。
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：
　50億オーストラリア・ドル（約4,215億円）を上限とする。
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：
　50億オーストラリア・ドル（約4,215億円）を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成25年４月27日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝81.19円および１豪ドル＝84.30円）による。

【縦覧に供する場所】　該当事項なし。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年４月30日に提出した有価証券届出書（平成25年７月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により提出済。以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

次へ

第一部　証券情報

（５）申込手数料

（注）＿＿＿の部分は訂正箇所を示します。

＜訂正前＞

発行価格の4.2%（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。

＜訂正後＞

発行価格の4.2%<u>（注）</u>（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。

<u>（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５%）を加算した料率を表記している。</u>

<u>手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８%となった場合には、4.32%となる。</u>

第二部　ファンド情報

第１　ファンドの状況

２　投資方針

（１）投資方針

サブ・ファンドの特色

（注）＿＿＿の部分は訂正箇所を示します。

＜訂正前＞

（前略）

・ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、<u>256億</u>米ドル（平成<u>25</u>年１月末日現在）の運用資産を有する世界有数のコモディティ・トレーディング・アドバイザー（ＣＴＡ）の一つである。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

・ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、<u>243億</u>米ドル（平成<u>26</u>年１月末日現在）の運用資産を有する世界有数のコモディティ・トレーディング・アドバイザー（ＣＴＡ）の一つである。

（後略）

４　手数料等及び税金

（１）申込手数料

②　日本国内における申込手数料

（注）＿＿＿の部分は訂正箇所を示します。

＜訂正前＞

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の4.2%（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

＜訂正後＞

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の4.2%(注)（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５%）を加算した料率を表記している。
手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８%となった場合には、4.32%となる。

（５）課税上の取扱い

(A) 日本

「（５）課税上の取扱い　(A) 日本」は以下の内容に更新されます。

平成26年２月28日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ　サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

①　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

②　国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。

③　日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

④　受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

＜平成28年１月１日以後の課税上の取扱いについての注記＞

平成28年１月１日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Ｉにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

④ 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年１月１日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

⑥ 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。

⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅱ サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Ⅱにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

④　日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年１月１日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

⑤　日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%。平成50年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたサブ・ファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年１月１日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年１月１日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

⑥　日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなる。

⑦　日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ　本書の日付現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ　税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

第２　管理及び運営

１　申込（販売）手続等

(2) 日本における販売

（注）＿＿＿の部分は訂正箇所を示します。

＜訂正前＞

（前略）

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の4.2%（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の4.2%(注)（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券１口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（５%）を加算した料率を表記している。

手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が８%となった場合には、4.32%となる。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

（後略）